

別表二十の記載の仕方

- 1 この申告書は、特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。2において同じです。）に属する内国法人及び地方法人税法第6条第2項第1号《基準法人税額等》に掲げる内国法人が国際最低課税額に係る確定申告（法第82条の6第1項《国際最低課税額に係る確定申告》の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。4において同じです。）及び国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告（地方法人税法第24条の4第1項《国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係る確定申告》の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。4及び5において同じです。）若しくはこれらの申告に係る修正申告をする場合又は所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第3条の規定による改正前の地方法人税法（以下1及び5において「旧地方法人税法」といいます。）第6条第2項《基準法人税額等》に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告（旧地方法人税法第24条の4第1項《特定基準法人税額に係る確定申告》の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。4及び5において同じです。）若しくは当該申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「最終親会社等の名称」及び「最終親会社等の所在地国」の各欄は、内国法人が特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（法第82条第10号に規定する最終親会社等をいいます。）である場合には、記載を要しません。
- 3 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- 4 「対象会計年度分の法人税 申告書」及び「課税対象会計年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、国際最低課税額に係る確定申告及び国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告又は特定基準法人税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。
- 5 「課税標準国際最低課税法人税額又は課税標準特定法人税額5」の欄は、地方法人税法第6条第2項第1号に掲げる内国法人が国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合にあっては「又は課税標準特定法人税額」を消し、旧地方法人税法第6条第2項に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合にあっては「課税標準国際最低課税法人税額又は」を消します。